

別紙

施工体制確認型総合評価落札方式落札者決定基準

1. 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、配置予定技術者を専任で配置できる落札仮決定者とする。
- (2) 落札仮決定者が配置予定技術者を専任で配置できない場合は、2の要件を満たし、落札仮決定者の次に評価値の高い者（以下、「次順位者」という。）を落札仮決定者とし、(1)の規定を準用する。
- (3) 次順位者以外に落札候補者がある場合は、(2)の規定を準用する。

2. 落札仮決定者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」及び「技術提案」をもって入札に参加し、次の(1)～(4)の要件に該当する者のうち、「3. 総合評価の方法」によって得られた評価値の最も高い者を落札仮決定者とする。

なお、落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札仮決定者を決定するものとする。

また、落札仮決定者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適當であると認められるときは、落札仮決定者としない場合がある。

- (1) 入札価格が、予定価格の範囲内であること。
- (2) 入札に係る技術提案等が、入札公告等において明らかにした技術的要件における最低限の要求要件をすべて満たしていること。
- (3) 評価値が、基準評価値を下回らないこと。

$$\text{基準評価値} = \text{標準点} / \text{予定価格} \times 100,000,000$$

なお、予定価格の単位は円とする。

- (4) 入札価格が、長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（平成25年長崎県告示第709号）に基づく低入札調査の対象となる場合は、発注者が行う低入札調査（特別重点調査含む。以下同じ。）により契約の内容に適合した履行がされると判断されるもの。

3. 総合評価の方法

評価値は、次の算出方式により算定する。

(1) 評価値の算出方式

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}) / \text{入札価格} \times 100,000,000$$

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は端数処理を行わないものとする。ただし、評価値の表示は、原則として小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。

(2) 標準点及び加算点

標準点及び加算点は、技術資料を適切に提出した入札参加者に与えられる点数で、標準点は100点し、加算点の満点は30点とする。

(3) 加算点の算出方式

加算点は、「(4) 加算点の評価の基準」に基づき評価を行い、以下の算出方式により算定する。

加算点＝評価点数の合計値

(4) 加算点の評価の基準

別表のとおり。

(5) 施工体制評価点（ β ）

施工体制評価点は、設計図書等において求める要求要件を実現できる確実性の高さに対して与える点数で、満点は30点とする。

(6) 施工体制評価点の評価の方法

施工体制評価点は、下記の評価項目毎に2段階で評価（15点／0点）するものとする。

ア 品質確保の実効性

イ 施工体制確保の確実性

(7) 施工体制評価点による加算点の補正

施行体制評価後の技術提案に対する加算点は、施工体制評価前の技術提案に対する加算点に付与された施工体制評価点の満点に対する割合（ $\beta/30$ ）を乗じた点数とする。ただし、技術提案以外の加算点については、施工体制評価後の補正は行わない。

4. その他

施工体制確認型総合評価落札方式の場合は、総合評価落札方式（標準型）落札者決定基準は適用しない。